

中山間地域農業直接支払事業の 取り組みについて

農地は、食料生産はもちろん水源のかん養や洪水の防止機能、また良好な景観形成など多様な機能を持っています。しかし、中山間地域の農地は、自然条件や社会条件が平地に比べ厳しく、高齢化の進展や担い手の減少により、耕作放棄地の増加が懸念されています。

農地の荒廃を防止し農地のもつ多様な機能を持続させるために、平成12年度から「中山間地域農業直接支払事業」が始まりました。これは「農地を守る協定」に基づいた活動を支援するために交付金を交付する事業です。

【対象地域】

特定農山村法指定地域 富士見町全域

【対象農用地】

対象地域内にある農振農用地区域内の1ha以上まとまった農地で、右表の基準により町長が指定します。

【農地協定】

この事業では「農地を守る協定」を締結し、町長の認定を受けることが必要です。また、協定に基づく主体的な活動は5年以上継続しなければなりません。富士見町では現在14の集落協定が締結され、それぞれ協定に基づいた活動を行っています。

平成16年度の実施状況は右記「平成16年度集落協定地区一覧表」のとおりです。

〔平成16年度共同取組活動の実施状況〕

- ・農地の法面の崩壊を未然に防止するための定期点検
- ・道水路の維持管理、簡易補修
- ・共同機械利用など
- ・景観作物の作付け

【制度の継続的な実施】

平成17年度からは、中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進するとの考えの下で、本制度を継続的に実施することとなりました。

対象農地区分	勾配基準	交付金額
急傾斜農用地	田：1/20以上 (水平距離20mに対して1m以上の高低差)	21,000円/10a
緩傾斜農用地 <small>急傾斜農用地に挟まれ、連坦している場合のみ該当</small>	田：1/100以上 1/20未満	8,000円/10a

平成16年度集落協定地区一覧表

集落協定名	協定面積(㎡)	参加農家数	交付金額(円)
立 沢	2,653,078	289	54,239,170
乙 事 - 1	421,765	48	8,857,065
乙 事 - 2	256,354	46	5,383,434
乙 事 - 3	66,256	16	1,391,376
乙 事 - 4	20,726	10	435,246
乙 事 - 5	149,727	24	3,144,267
新 田	42,881	12	900,501
烏 帽 子	72,744	21	1,527,624
下 薦 木	116,412	24	2,444,652
先 達	180,712	37	3,794,952
田 端	76,605	20	1,608,705
上 薦 木	69,725	31	1,464,225
高 森	254,852	47	5,351,892
葛 窪	341,203	77	7,029,896
合 計	4,723,040	702	97,573,005

乙事集落による景観作物



葛窪集落の農地



【お問い合わせ】産業課農林係 TEL62-9232 (有)9232